

福岡県直売所機能高度化支援事業費補助金実施要領

制 定 令和8年4月13日 8食地産第38号

福岡県直売所機能高度化支援事業の実施については、福岡県直売所機能高度化支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

第1 目的

物価高騰の影響を受ける生産者を支援するため、重要な販売拠点である直売所の機能高度化に要する経費の一部を助成することで、生産者の経営安定を図る。

第2 事業実施主体

事業実施主体は、要綱別表「事業実施主体」に定めるとおりとする。

なお、特定の季節のみ臨時開設するものや、無人販売、自動車等による移動販売は対象外とする。

第3 事業実施期間

補助金の交付決定の日から令和9年1月31日までとする。

なお、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、事業実施主体が交付決定前に事業に着手する必要がある場合は、要綱第11条に定める福岡県直売所機能高度化支援事業費補助金交付決定前着手届（様式第7号。以下「事前着手届」という。）を知事に提出し、県と協議をすることで、交付決定前に事業に着手することができる。

第4 事業実施計画

要綱第3条に定める事業実施計画の策定にあたっては、要綱第3条に定める福岡県直売所機能高度化支援事業実施計画承認申請書（様式第1号。以下「実施計画書」という。）を知事に提出し、その承認を受けるものとする。

第5 事業の規模決定

事業の規模は、直売所の実情に即した適正な規模の施設整備、機械導入等であることとし、実施計画書提出時に規模決定書（別紙様式）を添付すること。

第6 事業内容等

直売所の機能高度化に係る内容について補助対象とし、具体的には要綱別表「補助金交付の対象となる経費」及び「内容」に定めるものとする。

第7 補助率と補助対象経費の範囲

(1) 補助率

1/2以内（1円未満切り捨て）

(2) 補助対象経費

補助の対象となる経費は、要綱別表「補助金交付の対象となる経費」に定めるものとする。ただし、補助金の交付決定以前に支出した経費は対象外とする。

なお、事前着手届を提出した場合を除く。

(3) 留意事項

ア 次に掲げる経費は、補助対象とならない。

- ・土地の取得費、造成費及び補償費
- ・建物本体、駐車場等の新築又は大規模な改修に要する費用
- ・汎用性の高い事務用機器等（パソコン、机、椅子など）の購入費
- ・施設の通常運営に係る経費（光熱水費、消耗品費、保守点検費等）
- ・その他、本要綱の趣旨に照らし、補助対象とすることが適当でないと認められる経費

イ 利潤（収益）は認められない。

第8 補助内容の選定

要望多数の場合は、福岡県農林水産部食の安全・地産地消課で協議し、予算の範囲内で選定する。選定にあたっては、下記の審査基準によるものとし、実施計画書の順位が高い事業を優先する。

ア 事業内容が直売所の機能高度化に取り組むものとなっているか。

イ 事業実施における目標が、実現性のあるものとなっているか。

ウ 直売所のこれまでの経験等を活かした事業内容となっているか。

第9 事業実績報告

事業実施主体は、要綱第13条に定める福岡県直売所機能高度化支援事業実績報告書（様式第10号。以下「実績報告書」という。）を事業完了の日から起算して1月を経過した日または令和9年2月10日のいずれか早い期日までに知事に提出するものとする。

なお、実績報告書には、事業実施状況が分かる写真や資料を添付すること。

第10 施設及び機械器具の管理・運営

- (1) 本事業により整備した施設、機械器具について、事業名、取得年度、事業実施主体名等を表示板等に記載表示すること。
- (2) 本事業により整備した施設、機械器具について、常に良好な状態で自ら管理することとし、その管理・運営を他社に委託しないこと。
- (3) 国の共済制度、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等への積極的な加入に努めること。

第11 成果報告

事業実施主体は、令和9年度から3年間、要綱第14条に定める福岡県直売所機能高度化支援事業実施成果報告書（様式第12号）を、毎年6月20日までに知事に提出するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和8年4月13日から施行し、令和8年度の補助金に適用する。

事業実施直売所	
事業(施工)内容	
構造・規格・能力・台数等	

規模決定書

事業実施主体名：

項目	内容	添付資料・カタログ
1 導入(施工)理由 ・必要性		
2 規模決定根拠	1)事業量(施工面積)	※導入の場合は不要
	2)必要量	カタログ
3 特記事項	* 特記事項があれば記入	